

疑義貨物に係る生産者通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書第 号により通知した疑義貨物について、関税法第 69 条の 3 第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記の事項を通知します。

記

1. 生産者の氏名・名称

2. 生産者の住所

(注) この通知書により通知された事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 3 第 7 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により禁止されています。

(規格 A4)